○国家公務員法 (昭和22年法律第120号)(抄)

(採用昇任等基本方針)

- 第五十四条 内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、 次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員 の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための 基本的な方針(以下「採用昇任等基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。
- 2 採用昇任等基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用に関する 基本的な指針
 - 二 第五十六条の採用候補者名簿による採用及び第五十七条の選考による採用に関する指針
 - 三 第五十八条の昇任及び転任に関する指針
 - 四 前三号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、採用 昇任等基本方針を公表しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、採用昇任等基本方針の変更について準用する。
- 5 任命権者は、採用昇任等基本方針に沿つて、職員の採用、昇任、降任及び転任を行 わなければならない。